報告第33号

専決処分の報告について (工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、 同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月27日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和6年10月25日

那覇市長 知念 覚

1 議決事件名 工事請負契約について(真地市営住宅第1期建替工事(建築))

(令和5年3月17日同意)

工 事 名 真地市営住宅第1期建替工事(建築)

契約の相手方

受注者 高橋土建・辰雄建設・尚輪興建共同企業体

代表者 住所 沖縄県那覇市前島3丁目13番11号

商号 株式会社 高橋土建

氏名 代表取締役 新垣 隆行

構成員 住所 沖縄県那覇市宮城1丁目16番19号1階

商号 有限会社 辰雄建設

氏名 代表取締役 安里 繭子

構成員 住所 沖縄県那覇市字真地 421 番地 15

商号 株式会社 尚輪興建

氏名 代表取締役 下地 喜広

2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 2,380,178,900 円

変更する金額 2,383,346,900円